

北しりべし廃棄物処理広域連合事務局設置条例

制 定 平成14年7月1日条例第10号

(設置)

第1条 広域連合長を補助する組織として、その権限に属する事務を処理させるため、広域連合事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。